

学校施設開放事業における夜間照明使用料の設定について

現在、学校施設開放において夜間照明使用料を徴収している青山中学校及び芝浜小学校に加え、夜間照明が新設される他の学校施設についても新たに使用料を定めます。

1 経緯等

教育委員会では、区立学校の校庭や体育館等を学校教育に支障のない範囲で開放し、区民等のスポーツ活動の場として活用しており、青山中学校、芝浜小学校については、夜間照明（以下「照明」といいます。）が設置されていることから、学校ごとに使用料を設定し、夜間の校庭利用者から徴収しています。

他の区立学校についても、校庭に新たに照明が設置され、今後も設置予定となっていることから、照明使用料を定める必要があります。

2 開放日及び開放時間

開放日	開放時間
平日（小学校）	① 午後5時～午後7時 ② 午後7時～午後9時
平日（中学校）	① 午後7時～午後9時
休日（小・中学校）	① 午前9時～正午 ② 正午～午後3時 ③ 午後3時～午後6時 ④ 午後6時～午後9時

3 照明設置校及び新設予定校

（1）照明設置校

平成6年度	青山中学校
平成9年度	高松中学校
令和4年度	芝浜小学校
令和6年度	高輪台小学校、麻布小学校、青南小学校、三田中学校、高陵中学校
令和7年度	お台場学園

（2）新設予定校

令和9年度	御成門小・中学校、赤羽小学校、芝浦小学校、港南小・中学校、本村小学校、赤坂小学校
-------	--

令和10年度	芝小学校、白金小学校、白金の丘学園、南山小学校、筈小学校、青山小学校、六本木中学校、赤坂中学校
改築工事で設置	御田小学校、東町小学校

4 使用料の設定及び徴収について

照明を設置している学校ごとに1時間当たりの照明使用料を算出し、開放時間枠に応じて2時間分、3時間分の料金を設定の上（100円未満の端数切り捨て）、令和8年度から徴収します。

今後新たに照明が設置される学校については、それぞれ同様の方法で照明使用料を算出し、設置された翌年度から使用料を徴収します。

また、青山中学校で開放しているテニスコートの照明使用料についても、校庭の照明使用料の改定に伴い見直します。

【新たに設定する照明使用料】

学校名	使用料（2時間）	使用料（3時間）
芝浜小学校	300円	500円
麻布小学校	200円	300円
青南小学校	200円	300円
三田中学校	300円	500円
高陵中学校	200円	300円
青山中学校	1,400円	2,100円
お台場学園	100円	200円
青山中学校 (テニスコート1面)	200円	300円

【学校ごとの算出式】

$$\text{照明1個1時間当たりの電気料金} \times \text{照明数} \times \text{使用時間} = \text{照明使用料}$$

(例：芝浜小学校を2時間利用する場合)

$$13\text{円} \times 14\text{個} \times 2\text{時間} = 364\text{円}$$

→100円未満を切り捨て、照明使用料は300円

1時間に1,000W消費した際の 電気料金 (①)	29.8円	電力会社で定めている料金
照明1個1時間当たりの 消費電力量 (②)	444W	
照明1個1時間当たりの	13円	(①×②)

電気料金 (③)		※小数点第一位を四捨五入
照明数 (④)	14個	

<各学校の校庭の照明料>		
【芝浜小学校 (1h:444W)】	$13 \times 14 \times 2 = 364$ 円	→300円
	$13 \times 14 \times 3 = 546$ 円	→500円
【麻布小学校 (1h:444W)】	$13 \times 10 \times 2 = 260$ 円	→200円
	$13 \times 10 \times 3 = 390$ 円	→300円
【青南小学校 (1h:444W)】	$13 \times 8 \times 2 = 208$ 円	→200円
	$13 \times 8 \times 3 = 312$ 円	→300円
【三田中学校 (1h:444W)】	$13 \times 14 \times 2 = 364$ 円	→300円
	$13 \times 14 \times 3 = 546$ 円	→500円
【高陵中学校 (1h:444W)】	$13 \times 10 \times 2 = 260$ 円	→200円
	$13 \times 10 \times 3 = 390$ 円	→300円
【青山中学校 (1h:451W)】	$13 \times 56 \times 2 = 1,456$ 円	→1,400円
	$13 \times 56 \times 3 = 2,184$ 円	→2,100円
【お台場学園 (1h:390W)】	$12 \times 8 \times 2 = 192$ 円	→100円
	$12 \times 8 \times 3 = 288$ 円	→200円
<テニスコート (1面) の照明料>		
【青山中学校 (1h:451W)】	$13 \times 8 \times 2 = 208$ 円	→200円
	$13 \times 8 \times 3 = 312$ 円	→300円

【参考：現在の使用料】

学校	場所	使用料 (1回)
青山中学校	校庭	1,600円 (1h当たり: $15 \times 56 = 840$ 円)
	テニスコート (1面)	200円 (1h当たり: $15 \times 8 = 120$ 円)
芝浜小学校	校庭	400円 (1h当たり: $15 \times 14 = 210$ 円)

5 使用料徴収開始日

令和8年4月1日

6 根拠規程

港区立学校施設等使用条例施行規則

7 今後のスケジュール (予定)

令和7年 12月上旬 登録団体へ周知

令和8年 4月1日 使用料徴収開始